

入札告示

札幌市告示第 2516 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 7 年 6 月 16 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 在宅福祉係

電話 011-211-2936 (FAX 011-218-5181)

メールアドレス zaitaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 業務名

産業廃棄物（敬老 IC システム機器類）収集運搬及びデータ消去・廃棄業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(2) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 履行場所

指定場所（詳細は入札説明書による。）

(5) 入札書の記載方法

入札は総価で行う。なお、決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって決定額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿において業種が大分類「一般サービス業」—中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であること。

- (2) 札幌市又は北海道から廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、本業務において取扱う全ての品目に係る事業について産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所において交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードすることができる。
<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujocho/index.html>
- (3) 入札書の提出期限
令和7年6月25日(水)17時00分(送付による場合は必着のこと。)
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課在宅福祉係(札幌市中央区北1条西2丁目)
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年6月26日(木)10時00分
札幌市役所本庁舎3階南側 障がい保健福祉部障がい福祉課事務室内(札幌市中央区北1条西2丁目)
- (5) 落札者の決定方法
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された、予定価格の制限の範囲内における最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。な

お、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者の入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合する、不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめた又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他詳細については、入札説明書を参照のこと。